

日本輸出入者標準コード新規・変更登録申込書(非居住者用)

〒104-0032

東京都中央区八丁堀二丁目 29 番 11 号

キューアス八丁堀 第二ビル

(JASTPRO、 ジャストプロ)

一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会

コード管理センター 御中

申込年月日(西暦)	年	月	日	
非居住者名称				
代表者氏名・押印				印

日本輸出入者標準コードの {新規登録 又は 変更登録} を致したく、税関事務管理人届出書 及び手数料 (又は銀行振込明細書のコピー) を添えて下記のとおり申し込みます。

なお、下記 1 の登録内容が「日本輸出入者標準コード表」への掲載等により公開されることについて了承いたします。

1 登録事項

(1) 非居住者登録事項

コード番号

非居住者	名 称								
	英 文 名 称 (インボイス記載名)								
	住 所 (英文)								

(2) 税関事務管理人

名 称	ふりがな							
	税関事務管理人名称							
住 所	代表者氏名・押印						印	
	ふりがな							
	住 所							
	〒	—	TEL	—	—	FAX	—	—

(3) 変更事項 (税関に登録事項の変更を届けた事項)

変 更 前								
変 更 後								
変 更 前								
変 更 後								

2 重要事項 登録事項を CD-ROM 版の「日本輸出入者標準コード表」に掲載を希望しない場合には、○印を付けてください。

①非居住者が個人の場合

・「名称」掲載不可 ・「住所」掲載不可

②税関事務管理人が法人の場合

・TEL 番号掲載不可 ・FAX 番号掲載不可

③税関事務管理人が個人の場合

・「全ての事項」掲載不可 ・「TEL」掲載不可 ・「FAX」掲載不可

3 登録者連絡先 (税関事務管理人の登録担当者氏名、電話番号を必ず記入してください。)

担当部課	氏名	TEL	—	—
------	----	-----	---	---

4 登録手数料の支払方法 (新規登録手数料 ¥6,600、変更登録手数料 ¥1,320)

銀 行 振 込	振込先銀行名 (下記参照)		振込日	年	月	日
そ の 他	現 金 (持参・現金書留)	郵便為替	小切手 (裏面を参照)			

※ 振込先口座名 「ジャストプロ」又は「(イチザイ) ニホンボウエキカンケイテツヅキカンイカキョウカイ」
 A 三菱 UFJ 銀行 新橋支店 (普) 0406376 B 三井住友銀行 日比谷支店 (普) 5187851
 C みずほ銀行 新橋支店 (普) 1310239 D りそな銀行 新橋支店 (普) 0899385
 申し訳ございませんが、銀行振込手数料は申込者様にてご負担願います。

※ 本紙に関する照会先 TEL 03-3555-6034 又は <http://www.jastpro.org/contact>

標準コード新規・変更登録手続について(非居住者用)

I 日本輸出入者標準コードについて

日本輸出入者標準コード(以下「標準コード」という。)は、わが国において輸出入業務を行う当事者を特定する最も基本的なコードです。

標準コードは、日本輸出入者標準コード表として広く公開されており、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)のほか、官民の情報処理システムにおいて活用され、貿易関係手続の簡易化、迅速化に貢献しています。

登録は、任意の申込制であり、1法人又は1個人事業者は一つの標準コードを取得することが「できます。その登録内容は、法人名又は個人名と所在地(TEL・FAXを含む。)で、随時の変更登録と3年毎の更新登録によりデータが更新されています。

また、日本輸出入者標準コード表は、CD-ROM版として有償頒布されています。なお、個人事業者の場合、申込者がCD-ROM版に登録事項の全部または一部の掲載を希望しない場合には、当該情報は掲載されません。

II 新規登録申込手続 (この申込書は、OCR読取用になっていますので、必ず枠内にご記入願います。)

ご記入いただく前に、以下の記載要領及び当協会ホームページの「よくある質問」をご覧ください、非居住者が「税関事務管理人届出書」(関税法第95条第2項)を税関長に届け出た後、申込書に必要事項を記載し、手数料をお支払いのうえ、必要書類を添えて郵送して下さい。FAXでの申込みは受付けておりませんのでご注意願います。

よくある質問URL : <http://www.jastpro.org/code/yokuarusitumon.htm>

○ 記載要領

「非居住者名称」、「代表者氏名・押印」には、「税関事務管理人届出書」に記された非居住者名称及び代表者氏名を記入して下さい。代表者氏名の「印」は、署名でも差し支えありませんが、入手が困難であれば省略しても差し支えありません。

1 登録事項

(1) 非居住者登録事項

- ① 新規登録申込の際には、「コード番号」の記入は不要です。変更登録の場合に記入して下さい。
- ② 「非居住者」の「名称」、「住所」等は、「税関事務管理人届出書」に記された事項を記入して下さい。
- ③ 「税関事務管理人届出書(税関の受理印があるもの)」のコピーを添付して下さい。
- ④ 非居住者が国税庁より法人番号の発給を受けている場合には、「法人番号指定通知書(国税庁長官発行)」又は「国税庁法人番号公表サイト(最新情報ページ)」のコピーを添付して下さい

(2) 税関事務管理人

- ① 「名称」、「住所」は、「税関事務管理人届出書」に記された事項を記入して下さい。
- ② 代表者の印は、「税関事務管理人届出書」に押印されたものを使用して下さい。

(3) 変更事項

変更事項は、事前に税関に届出後、当該届出書(税関の受理印があるもの)のコピーを添付して下さい。

2 重要事項

CD-ROM版の「日本輸出入者標準コード表」には、非居住者の名称、住所のほかに、税関事務管理人の名称、住所、TEL、FAXが掲載されます。

掲載を希望しない場合には、当該事項について○印を付けて下さい。

○印がない場合には、掲載を了解されたものといたします。

3 登録者連絡先

「氏名」には、本手続に関する問い合わせに対応できる方をご記入願います。

4 登録手数料の支払方法

- ① 新規登録手数料は6,600円(消費税込)、変更手数料は1,320円(消費税込)です。
- ② 銀行振込(ATMを含む)の場合には、振込んだ際に受け取った振込明細書のコピーを申込書に添付して下さい。インターネットバンキングの場合には、振込明細書に対応する画面をプリントアウトし申込書に添付して下さい。
- ③ 現金の場合には、持参するか又は現金書留にて郵送して下さい。
- ④ 小切手の場合には、東京、横浜地区で振出されたもの以外は、取立手数料が生じますので加算が必要となります。

III 注意事項

- 1 当協会受領後、不備がなければ、約10日前後に登録者の住所宛に登録通知書(兼領収書)を郵送します。
- 2 郵送物が不達とならないように看板の掲出等にご配慮願います。